

平成16年版

犯罪白書

—犯罪者の処遇—

法務省法務総合研究所 編
国立印刷局 発行



平成16年版

犯罪白書

～ 犯罪者の処遇 ～

法務総合研究所

犯罪白書 (平成16年版)

—— 犯罪者の処遇 ——

平成16年11月25日発行

定価は表紙に表示してあります。

編 集 法務省法務総合研究所

〒279-0013

千葉県浦安市日の出11番地

法務省浦安総合センター

発 行 独立行政法人 国立印刷局

〒105-8445

東京都港区虎ノ門2-2-4

TEL (03) 3587-4283～4

落丁、乱丁はお取り替えいたします。

ISBN4-17-350179-X

はしがき

我が国は、長らく世界一安全な国といわれてきたが、ここ10年ほどの間に犯罪情勢は急速に悪化し、今や、市民が安心して暮らすことのできる社会をいかにして取り戻すかが重要な課題となり、各方面で幅広く検討が進められ、様々な取組が行われている。その中で、犯人を迅速・確実に検挙し、その責任にふさわしい刑を科するにとどまらず、犯罪者の改善更生・社会復帰のための効果的な処遇を行うことによって再犯を減少させ、治安の維持を図ることは、刑事司法に与えられた重要な役割である。

本白書では、平成15年を中心とした最近の犯罪動向等を概観するとともに、特集として犯罪者の処遇を取り上げ、治安が良好であったかつての平穏な時代と対比させつつ、近年における成人犯罪者処遇の実情を、その背景と共に紹介し、今後の議論に資するための資料を提供することとした。

すなわち、本白書第5編において、まず、我が国の成人矯正が直面している問題について、深刻化する過剰収容の現状及び受刑者の質的变化を中心に、これをもたらしした背景と共に概観し、併せてこれに対応するための取組を紹介し、次いで、施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行を図り、受刑者の社会復帰を支援するための様々な制度と運用の推移について、仮出獄を中心に紹介し、さらに、保護観察処遇の実情について、成人の保護観察対象者の動向及び保護司を中心とする社会内処遇の担い手の変化の両面から検討を加え、その課題とこれに対する取組を取り上げた。

犯罪者の改善更生・社会復帰を目指した処遇を行うことは、重要な治安対策であるが、効果的な処遇を行うためには、国民の支持と理解を得ることが不可欠であり、また、種々の基盤整備も必要であろう。そして、効果的な犯罪者の処遇を他の分野における各種施策及び社会全体による様々な取組と有機的に連動させることができれば、「世界一安全な国、日本」を復活させるための大きな力となるはずである。

本白書が、有効かつ適切な犯罪者処遇施策を検討するに当たって有用な資料となり、治安対策を講ずる上で多少なりとも寄与することができれば幸いである。

終わりに、本白書作成に当たり、最高裁判所事務総局、警察庁、総務省、外務省、厚生労働省、国土交通省その他の関係機関から多大の御協力をいただいたことに対し、改めて謝意を表する次第である。

平成16年11月

法務総合研究所長 大塚清明

凡 例

I 罪名・用語

1 罪名等の定義

(1)「**刑法犯**」特に注記のない限り、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。

①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号） ②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号） ③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号） ④暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号） ⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号） ⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号） ⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号） ⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号） ⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号） ⑩組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律136号）

(2)「**業過**」業務上過失致死傷及び重過失致死傷をいう。

(3)「**交通関係業過**」業過のうち、道路上の交通事故に係るものをいう。

(4)「**一般刑法犯**」刑法犯全体から交通関係業過を除いたものをいう。

(5)「**特別法犯**」前記（1）の刑法犯以外の罪をいう。

(6)「**道交違反**」道路交通法（昭和35年法律第105号）違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反をいう。

(7)「**交通関係法令違反**」道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）違反及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）違反を加えたものをいう。

(8)「**その他の交通法令違反**」道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に規定する罪をいう。

(9)「**危険運転致死傷**」一般刑法犯に含める。

(10) **刑法犯の基本罪名には、特に掲げる場合を除いて、次の罪を含む。**

①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重軽減類型。ただし、業過を除く。 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

(11) **次に掲げる刑法犯の罪名には括弧内の罪名を含む。**

①殺人（自殺関与・同意殺人） ②強盗（強盗殺人・強盗強姦） ③強盗致死（強盗殺人） ④傷害（現場助勢） ⑤脅迫（強要） ⑥公務執行妨害（封印等破棄等） ⑦偽造（文書等の各偽造・公正証書原本不実記載等及び同行使）

[注]

(1) 警察庁の統計による場合、「刑法犯」には、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を除き、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号）違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）違反、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰

に関する法律（平成12年法律第130号）違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）違反を含む。

- (2) 警察庁の統計による場合、「暴行」、「傷害」及び「脅迫」には、暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条ノ3に規定する罪を含む。
- (3) 警察庁の統計による場合、「器物損壊」には、信書隠匿並びに暴力行為等処罰に関する法律1条及び1条ノ3に規定する罪を含む。
- (4) 警察庁の統計による場合、「特別法犯」には、印紙犯罪処罰法違反及び人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反を含み、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律違反、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律違反及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律違反を除く。
- (5) 司法統計年報による場合、印紙犯罪処罰法違反、航空機の強取等の処罰に関する法律違反、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律違反、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反、人質による強要行為等の処罰に関する法律違反並びに組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反は「刑法犯」から除き、「特別法犯」に含む。

2 用語の定義

- (1) 「**認知件数**」 犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。
- (2) 「**検挙件数**」 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等も含む。
- (3) 「**検挙人員**」 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。
- (4) 「**送致件数**」 警察等が送致・送付した事件の数をいう。
- (5) 「**送致人員**」 警察等が送致・送付した事件の被疑者の数をいう。
- (6) 「**検挙率**」 $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (7) 「**起訴率**」 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (8) 「**起訴猶予率**」 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (9) 「**通常第一審**」 第一審裁判所において行われる通常の公判手続をいう。
- (10) 「**執行猶予率**」 $\frac{\text{執行猶予人員}}{\text{有期懲役} + \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (11) 「**女子比**」 男女総数のうち女子の占める比率をいう。
- (12) **少年**
 - ① 「**年少少年**」 14歳以上16歳未満の者をいう。
 - ② 「**中間少年**」 16歳以上18歳未満の者をいう。
 - ③ 「**年長少年**」 18歳以上20歳未満の者をいう。
- (13) 「**終局処理**」 検察については検察庁間の移送及び中止によるものを、裁判については裁判所間の移送及び回付によるものを、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (14) 「**児童自立支援施設送致・児童養護施設送致**」 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設送致・

児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院送致・養護施設送致を含む。

(15)「構成比」・「比率」 特に断らない限り、百分比をいう。

3 特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおり用いる。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

[略称]

[法令名]

あっせん利得処罰法 ……公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）

外為法 ……外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

外登法 ……外国人登録法（昭和27年法律第125号）

海洋汚染防止法 ……海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

貸金業規制法 ……貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）

公害犯罪処罰法 ……人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）

児童買春・児童ポルノ禁止法 ……児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）

銃刀法 ……銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）（銃砲刀剣類等所持取締令（昭和25年政令第334号）を含む。）

出資法 ……出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）

組織的犯罪処罰法 ……組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律136号）

毒劇法 ……毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

独占禁止法 ……私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

特定商取引法 ……特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）

入管法 ……出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）

廃棄物処理法 ……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

風営適正化法 ……風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

不正アクセス禁止法 ……不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

暴力行為等処罰法 ……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

保管場所法 ……自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）

麻薬特例法 ……国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）

麻薬取締法 ……麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

酩酊防止法 ……酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）

労働者派遣法 ……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）

4 国名の略称

本文及び図表中で、国名の略称を、次のとおり用いる。

[地域]	[略称]	[国名]
アジア州	アフガニスタン	アフガニスタン
	バングラデシュ	バングラデシュ人民共和国
	中 国	中華人民共和国
	イ ン ド	インド
	インドネシア	インドネシア共和国
	イ ラ ン	イラン・イスラム共和国
	イ ラ ク	イラク共和国
	イスラエル	イスラエル国
	日 本	日本国
	韓 国	大韓民国
	(北朝鮮	朝鮮民主主義人民共和国)
	ラ オ ス	ラオス人民民主共和国
	マレーシア	マレーシア
	モ ン ゴ ル	モンゴル国
	ミャンマー	ミャンマー連邦
	ネパール	ネパール王国
	パキスタン	パキスタン・イスラム共和国
	フィリピン	フィリピン共和国
	シンガポール	シンガポール共和国
	スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国
	タ イ	タイ王国
	ト ル コ	トルコ共和国
	ベ ト ナ ム	ベトナム社会主義共和国
	ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国
オセアニア	オーストラリア	オーストラリア連邦
	ニュージーランド	ニュージーランド
アフリカ州	ギニア	ギニア共和国
	ガーナ	ガーナ共和国
	モロッコ	モロッコ王国
	ナイジェリア	ナイジェリア連邦共和国
	セネガル	セネガル共和国
	南アフリカ共和国	南アフリカ共和国
	ウガンダ	ウガンダ共和国
	タンザニア	タンザニア連合共和国
ヨーロッパ州	ベルギー	ベルギー王国
	チェコ	チェコ共和国
	フ ラ ン ス	フランス共和国

	ド イ ツ……………ドイツ連邦共和国
	アイルランド……………アイルランド
	イ タ リ ア……………イタリア共和国
	オ ラ ン ダ……………オランダ王国
	ポーランド……………ポーランド共和国
	ポルトガル……………ポルトガル共和国
	ルーマニア……………ルーマニア
	ス ペ イ ン……………スペイン
	スウェーデン……………スウェーデン王国
	ス イ ス……………スイス連邦
	英 国……………グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国
	ベラルーシ……………ベラルーシ共和国
	ロ シ ア……………ロシア連邦
北アメリカ州	カ ナ ダ……………カナダ
	ドミニカ共和国……………ドミニカ共和国
	ホンジュラス……………ホンジュラス共和国
	ジャマイカ……………ジャマイカ
	メ キ シ コ……………メキシコ合衆国
	米 国……………アメリカ合衆国
南アメリカ州	アルゼンチン……………アルゼンチン共和国
	ボ リ ビ ア……………ボリビア共和国
	ブラジル……………ブラジル連邦共和国
	チ リ……………チリ共和国
	コロンビア……………コロンビア共和国
	ベ ル ー……………ペルー共和国
	ウルグアイ……………ウルグアイ東方共和国
	ベネズエラ……………ベネズエラ・ボリバル共和国

〔注〕

- (1) 国名の略称は、外務省「国名表」による。
- (2) 我が国は、北朝鮮を国家として承認していないが国連に加盟しているので括弧で表記した。

Ⅱ 資 料 源

1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の刑事局、矯正局、保護局、人権擁護局及び入国管理局の各局から提供を受けたもの並びに関係諸機関の調査等に基づくもののほか、下記の官庁統計によるものである。

警察庁の統計（警察庁刑事局）
 検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
 司法統計年報（最高裁判所事務総局）
 矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

出入国管理統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注]

- (1) 警察庁の統計は、昭和38年までは『犯罪統計書』という名称であったが、39年以降は『昭和（平成）〇〇年の犯罪』と改題されているので、本書では、これらを一括して「警察庁の統計」と呼ぶ。
- (2) 昭和47年以前の統計資料については、47年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
- (3) 平成元年分の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (4) 資料の編さん元を記載する場合は、すべて、平成13年1月の中央省庁再編成後の省庁名を使用している。

2 資料の範囲

統計資料は、原則として、平成16年7月までに入手し得た範囲内で、平成15年分までを集録している。

平成15年の統計の中で、本書の原稿作成時に正規の統計書が刊行されていないものについては、当該関係機関から提供を受けた資料によっている。当該資料の数値は、仮集計によるものであるため、万一、後日刊行される正規の統計書の数値と差異が生ずることとなったときは、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。また、正規の統計書の数値が訂正されたときも同様の扱いとする。

Ⅲ 図表の表示方法

1 図表番号

図及び表の番号は、原則として、各節ごとに更新し、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示している（例えば、2-4-2-3図は、第2編第4章第2節の第3図を示す。）。

2 計数処理方法

統計図表中の構成比、指数等は、それぞれ四捨五入している。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

3 数字等の表示

(1) 表中の数字等は、次のように表示している。

- ①「-」 該当数が0のとき、非該当のとき又はその各比率
- ②「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
- ③「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比
- ④「…」 資料のないとき、資料のないときの比率、又は母数が0のときの比率
- ⑤「△」 前年等の数値と比較して、減少又は低下していること

(2) 図中の数字は、次のように表示している。

- ①「0」 該当数が0のとき、又は非該当のとき
- ②「0.0」 四捨五入して0.1にならない構成比

CD-ROMユーザーガイド

このCD-ROMは、『平成16年版 犯罪白書』の本文、資料、索引をPDFファイル形式で収録しています。また、エクセルファイル形式で図、表、資料の基礎データを収録しています。

PDFファイルは、Adobe Acrobat Reader を使って閲覧しますので、とても読みやすく、しおりやサムネールなどからページ表示ができます。また、PDF 全文検索機能を使って任意語（フリーワード）による検索ができます。

1. 収録内容

□ 平成16年版 犯罪白書

◇ はしがき

◇ 第1編 平成15年の犯罪の動向

第1章 各種犯罪の概況

第2章 各種の犯罪者による犯罪の動向

第3章 犯罪歴がある者の犯罪

第4章 諸外国の犯罪動向との対比

第5章 日本人の国外における犯罪と被害

◇ 第2編 犯罪者の処遇

第1章 処遇の概要

第2章 検察

第3章 裁判

第4章 成人矯正

第5章 更生保護

第6章 刑事司法における国際協力

◇ 第3編 犯罪被害者の救済

第1章 犯罪被害の実態

第2章 刑事司法における被害者への配慮

◇ 第4編 少年非行の動向と非行少年の処遇

第1章 少年非行の動向と特質

第2章 非行少年の処遇

◇ 第5編 特集—犯罪者の処遇

第1章 はじめに

第2章 成人犯罪者処遇の沿革

第3章 成人矯正の動向と課題

第4章 施設内処遇から社会内処遇への架け橋—その推移

第5章 保護観察処遇の動向と課題

第6章 おわりに

◇ 資料

◇ 索引

2. 収録データ形式

- ・ PDF ファイル形式

- ・ テキスト形式（『平成 16 年版 犯罪白書』の資料・索引を除く、本文の文章部分を収録）
- ・ エクセルデータ形式（図、表、資料の基礎データを収録）

3. PDF 全文検索

本 CD-ROM では、『平成 16 年版 犯罪白書』本文の PDF ファイルを全文検索するために、「言語工学研究所 CD-ROM 検索」（PDFfinder の CD-ROM 専用版）を、Acrobat Reader のプラグインとして使用します。

（Macintosh 版の Acrobat Reader 5.0J では PDFfinder が認識されず検索が出来ませんので、Reader 5.05J を本 CD-ROM からインストールしてお使いください。）

4. CD-ROM のセットアップ

(1) 動作環境

① Windows 版

- ・ Pentium 133 MHz 以上を推奨
- ・ Windows 95 (B) / 98 / 2000 / Me / NT4.0 (SP5 以上) / XP
- ・ 15MB 以上のハードディスク空き容量
- ・ 32MB 以上の RAM
- ・ 16Bit (High Color) 以上のカラー表示
- ・ ディスプレー解像度 1,024 × 768 dpi 以上を推奨
- ・ ローカル環境の CD-ROM ドライブ
- ・ Adobe Acrobat Reader 5.05J が動作する環境
- ・ Microsoft Excel 97 以上

② Macintosh 版

- ・ Macintosh PowerPC 以上を推奨
- ・ Mac OS 8.6 以上 (OS X を除く)
- ・ 24MB 以上のハードディスク空き容量
- ・ アプリケーション (Acrobat Reader) のメモリ割当てに 32MB 以上
- ・ モニタのカラー表示 1,670 万色以上を推奨
- ・ ディスプレー解像度 1,024 × 768 dpi 以上を推奨
- ・ ローカル環境の CD-ROM ドライブ
- ・ Adobe Acrobat Reader 5.05J が動作する環境
- ・ Microsoft Excel 98 以上

(2) セットアップの方法

① Windows 版

◇ セットアップの前に

- ・ Acrobat Reader 5.01J 以前のバージョン及び PDF 全文検索プラグイン 3.1 以前のバージョンをお使いの方は、Windows のコントロールパネル「アプリケーションの追加と削除」で、削除してください。

◇ 自動起動（オートラン）

- ・ 本 CD-ROM を CD-ROM ドライブにセットすると、自動的にインストーラが起動します。

インストーラの指示に従い、Acrobat Reader 5.05J をインストールします。すでに Acrobat Reader がインストールされている場合は、次の検索プラグインのインストールに移ります。

- ・ PDF 全文検索プラグイン「CD-ROM 検索 3.3」をインストールします。インストール先は最新版の Acrobat Reader にインストールされます。
- ・ インストールが終了すると、最初の PDF ファイル(MAINMENU.PDF)が表示されます。
- ・ 閲覧を終えるには、Acrobat Reader を終了させてください。

◇実行ファイルからの起動

- ・ エクスプローラを開いて、CD-ROM ドライブを選択し、「Start.exe」をダブルクリックすると起動します。
- ・ インストーラが起動しますので、「自動起動」の場合と同様にセットアップしてください。

注) 詳しくは、CD-ROM 内の「Readme.txt」ファイルを参照ください。

② Macintosh 版

◇セットアップの前に

- ・ Acrobat Reader 3.0J、4.0J、5.0J、6.0 及び PDF 全文検索プラグイン 2.5b 以前のバージョンをお使いの方は、インストール前に削除してください。

◇Acrobat Reader 5.05J のインストール

- ・ 本 CD-ROM を CD-ROM ドライブにセットすると、CD-ROM の内容を表示する「犯罪白書」ウインドウが開きます。自動的に開かない場合は、CD-ROM アイコンをダブルクリックしてください。
- ・ 「Acrobat Reader Installer」をダブルクリックして起動します。
- ・ 画面の指示に従って、Acrobat Reader 5.05J をインストールします。

◇PDFfinder のインストール

- ・ 「犯罪白書」ウインドウ内の「PDFfinder Installer」をダブルクリックして起動します。
- ・ 画面の指示に従い、Acrobat Reader5.05J の Plug-Ins フォルダに PDFfinder をインストールします。

◇メモリの設定

- ・ Power Macintosh をご利用の場合は、モダン・メモリの設定が「入」になっていることを確認してください。コントロールパネルの中にある「メモリ」を選択し、「モダン・メモリ・マネージャ」のボタンで確認・設定してください。
- ・ PDFfinder で全文検索を行う場合、Acrobat Reader のメモリ使用サイズは 32MB 以上が必要です。Acrobat Reader のアイコンを選択し、Finder の「情報を見る」ウインドウを開いて、メモリサイズを変更してください。

注) 詳しくは、CD-ROM 内の「お読みください」ファイルを参照ください。

5. 利用方法

- ① 最初の PDF ファイルのメニュー画面で、「本文」「資料」「索引」を選択（クリック）しますと、その PDF ファイルが表示されます。
- ② 表示画面の左側の「しおりパレット」に見出し（しおり）があります。しおりをクリックすると、そのページを表示します。

- ③ しおり項目にある「メニュー」をクリックすると、最初の選択画面に戻ります。
- ④ 「サムネールパレット」にページの縮小版（サムネール）があります。サムネールを選択すると、そのページを表示します。
- ⑤ 文章中の、「巻末資料 1-1 参照」や「1-1-1-2 表のとおり」、「第 1 編第 1 章第 1 節参照」などの箇所と資料編の図表索引に、リンクを貼っています。リンクが貼られているところは、青色の細線で囲ってあります。そこをクリックするとリンク先のページを表示します。
- ⑥ Microsoft Excel をお持ちの方は、図、表、資料の標題にエクセルファイルへのリンクをはってあります。青い細線で囲ってある箇所をクリックすると、エクセルファイルを表示します。最初にエクセルファイルを開くときのダイアログで「すべて」、又は「以後、このメッセージを表示しない」を選択すると、次回からダイアログ表示を無効にすることができます。
- ⑦ Acrobat Reader の操作方法については、Acrobat Reader のメニューの [ヘルプ] → [Reader のヘルプ] を参照してください。
- ⑧ Acrobat Reader のメニューの [プラグイン] → [CD-ROM 検索]、またはツールバーの [CD-ROM 検索] ボタンを押すと、検索画面を表示します。
- ⑨ 検索文字列を入力して「検索開始」ボタンを押すと CD-ROM 内の文章を全文検索します。検索結果リスト内の項目をクリックすると、検索文字列が反転してページを表示します。検索対象は、「平成 16 年版 犯罪白書」の本文の部分です。
- ⑩ Windows 版には、「CD-ROM 検索」の操作方法のヘルプがあります。Acrobat Reader のメニューの [ヘルプ] → [プラグインのヘルプ] → [CD-ROM 検索オンラインガイド] を参照してください。
- ⑪ 「平成 16 年版 犯罪白書」の本文をテキストファイルで収録しています。本 CD-ROM の TEXT フォルダ内にテキストファイルがあります。音声読み上げソフトなどにご利用ください。

6. お問い合わせ先

犯罪白書の内容等についてお気付きの点がありましたら、下記までご連絡ください。

□内容について

〒279-0013

千葉県浦安市日の出 1 1 番地 法務省浦安総合センター

法務省法務総合研究所研究部

電話 047-382-1013

ホームページ <http://www.moj.go.jp>（法務省ホームページ）

□製品・販売について

〒105-8445

東京都港区虎ノ門 2-2-4

独立行政法人 国立印刷局情報製品事業部

電話 03-3587-4283~4

ホームページ <http://www.npb.go.jp>

■注意事項

- ※ 本 CD-ROM は、ネットワーク環境の CD-ROM ドライブでは、検索機能が使えません。
- ※ ユーザーのパソコンにインストールされているフォントの種類によって、画面表示及び印刷したときに、文字の見え方が異なる場合があります。
- ※ プリンタやパソコンの機種、環境設定、フォントの種類などによっては、正常に印刷できない場合があります。
- ※ ユーザーのパソコン環境で、ディスプレイのプロパティのフォントサイズが「大きいフォント」に指定されていると、Excel 表のセル内の数値が見えない場合があります。「小さいフォント」に指定していただくか、セルの幅を調節して閲覧してください。
- ※ PDF 全文検索プラグインは、汎用の検索プラグインでなく、本 CD-ROM の PDF ファイルのみを検索いたします。
- ※ 本 CD-ROM に収録されているプログラム、データ等は、著作権法において保護されています。従って、本製品ならびに冊子を賃貸業に使用すること、営利目的に使用することはできません。
- ※ 放送や通信ネットワークで送信・配信することはできません。
- ※ このディスクは「CD-ROM」です。一般オーディオ用 CD プレーヤーで絶対に再生しないでください。大音量によって耳に障害を被ったり、スピーカーを破損する恐れがあります。
- ※ 本製品および冊子は、予告なしに変更されることがあります。ディスク内にある” Readme.txt (お読みください)” ファイルには、CD-ROM ユーザーガイド完成後に加えられた変更点も記載してありますので、インストール前に必ず一読してください。

-
- ※ Adobe、Acrobat は Adobe Systems, Inc. (アドビシステムズ社) の商標です。
 - ※ Apple、Macintosh、Mac OS、Power Macintosh は、米国およびその他の国で登録されている Apple Computer, Inc. の商標または登録商標です。
 - ※ MS、Microsoft、Windows は、Microsoft Corporation の米国および各国における登録商標です。
 - ※ Windows NT は、Microsoft Corporation の米国および各国における商標です。
 - ※ Excel は、米国 Microsoft, Corp. の製品名です。
 - ※ Pentium は、Intel Corporation の登録商標です。
 - ※ PDFfinder の著作権は、株式会社言語工学研究所にあります。
 - ※ CD-ROM 内に収録されている内容の著作権は法務省法務総合研究所にあります。
-

All Rights Reserved, Copyright

© 法務省法務総合研究所 2004

© 独立行政法人国立印刷局 2004

目 次

第1編 平成15年の犯罪の動向

第1章 各種犯罪の概況	3
第1節 刑法犯の概況	3
1 概説	3
2 窃盗を除く一般刑法犯の動向	7
3 窃盗の動向	11
4 特異な類型の刑法犯の動向等	14
第2節 特別法犯の概況	21
1 概説	21
2 特別法犯の動向	22
第3節 交通犯罪	24
1 交通事故の動向	24
2 交通犯罪の動向	29
3 交通犯罪者の処遇	31
第4節 薬物犯罪	35
1 薬物犯罪の動向	35
2 薬物事犯の取締状況	41
3 薬物犯罪者の処遇	43
第5節 財政経済犯罪	47
1 脱税事犯	47
2 経済事犯	49
3 金融事犯	50
4 倒産関連事犯	51
第6節 選挙犯罪	53
1 選挙犯罪の概況	53
2 連座制の適用状況	53
第7節 ハイテク犯罪	55
1 ハイテク犯罪の概況	55
2 ハイテク犯罪対策	58
第8節 銃器犯罪	58
1 銃器犯罪の動向	58
2 検察庁及び裁判所における銃刀法違反の処理状況	60
第2章 各種の犯罪者による犯罪の動向	63
第1節 暴力団犯罪	63

1 暴力団組織の動向	63
2 暴力団犯罪の動向	64
3 暴力団関係者の処遇	66
第2節 外国人犯罪	70
1 外国人出入国の動向	70
2 外国人による犯罪の動向	71
3 外国人犯罪者の処遇（検察庁における処理状況）	75
4 外国人犯罪者の処遇（裁判所における処理状況）	79
5 外国人犯罪者に対する矯正及び更生保護	82
第3節 公務員犯罪	84
1 概況	84
2 贈収賄事犯	86
3 その他	86
第4節 女性の犯罪	87
1 女性の刑法犯	87
2 女性の特別法犯	89
3 女性犯罪者の処遇	90
第5節 精神障害者の犯罪	93
1 精神障害者等の犯罪の動向	93
2 心神喪失者又は心神耗弱者と認められた者の罪名及び精神障害名	94
3 矯正施設における精神障害者	96
4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	97
第3章 犯罪歴がある者の犯罪	98
第1節 犯罪歴がある成人の犯罪	98
第2節 犯罪歴がある少年の犯罪	101
第4章 諸外国の犯罪動向との対比	103
第1節 主要な犯罪	103
第2節 殺人	104
第3節 窃盗	105
第5章 日本人の国外における犯罪と被害	107
第1節 日本人の出国及び海外在留	107
第2節 日本人の国外における犯罪	108
第3節 日本人の国外における犯罪被害	109